

中小企業者等軽減制度のご案内

中小企業者等の方々の処理費用を軽減します。



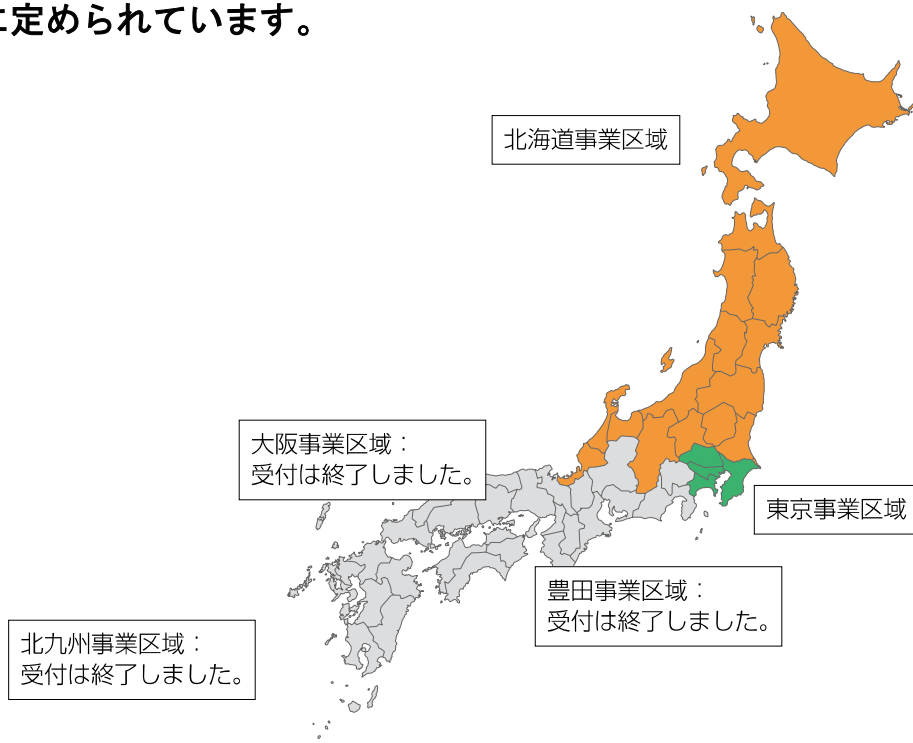
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目次

中小企業者等軽減制度の概要	1
軽減制度の対象者	2
軽減制度の対象物	3
お申込の手順	4
自己診断シート	6
申込書記入例（会社）	8
申込書記入例（個人事業主）	9
申込書記入例（中小企業団体・法人）	10
申込書記入例（個人）	11
提出書類一覧	12

中小企業者等の方々の費用負担を軽減します。

中小企業者等の保管事業者の方々が保管するPCB廃棄物の処分費用は、軽減措置の適用対象となります。対象範囲は「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令」に定められています。



事業区域	高濃度 PCB 廃棄物の種別	JESCO での処理費用
北海道 東京	安定器等・汚染物	44%軽減
	トランス・コンデンサ類	44%軽減

お申込は処理委託契約締結の直前です。

- ・ 処理対象物のご登録後処理委託契約の時期が近づいてきましたら、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）からご連絡させていただきます。
- ・ 軽減制度の対象となるかどうか等、ご不明な点がございましたら、本社「中小軽減制度窓口」へお問い合わせ下さい。連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照下さい。

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条第5項に規定する保管事業者に該当しない中小企業者等については95%を軽減します。

中小企業者等軽減制度の概要

次の方々が軽減制度の対象者です。

① 中小企業等

※清算中又は特別清算中の法人に該当する、会社、中小企業団体等、法人も軽減制度の対象となります。清算中等の確認は登記簿謄本を用いて行います。

• 会社（株式・有限・合資・合名・合同）

①表1において主たる業種毎に定められるA又はBの基準を満たす会社（ただし、1又は2者以上の大企業者（中小企業者以外の会社）が保有する株式数又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（みなし大企業者）は対象外となります。）

②みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

③貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係※がないこと

※完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

• 個人事業主

表1において主たる業種毎に定められるBの基準を満たす個人事業主

• 中小企業団体等

表2に定められる中小企業団体等

表1

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

表2

中小企業団体の基準
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

• 法人（会社・中小企業団体を除く）

次のいずれかに該当する法人

- ・常時使用する従業員の数が100人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が表1において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人。

※例えば、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人は、設立根拠法によりサービス業に該当するため、常時使用する従業員の数が100人以下の法人が対象となります。

② 個人

次のいずれかに該当する者

- ・解散又は事業を廃止した事業者から軽減対象廃棄物を承継して保管している個人
- ・何らかの理由で軽減対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・破産者（破産管財人）

軽減制度の対象物

軽減制度の対象となるPCB廃棄物は、当社の処理対象物となる、高濃度PCBを使用したトランス・コンデンサ類、PCB油類、安定器等・汚染物、保管容器等です。

当社の処理対象物とならないPCB廃棄物は、軽減制度の対象外となります。

当社の処理対象物について、ご不明な点がありましたら、当社へお問い合わせください。連絡先は、本パンフレットの裏表紙をご参照ください。

PCBを使用した機器を判別する方法は、日本電機工業会、日本照明工業会及び各メーカーのホームページ等をご確認ください。

お申込の手順

1 自己診断及び申込書の記入

まずは6～7ページの自己診断シートで軽減措置を受けられるかどうかご確認ください。軽減対象者であることが確認できましたら、申込書の裏面に記載されている申込規約をよくお読みいただいた上で、8ページ以降の記入例を参考に全ての項目についてご記入いただき、内容を確認して代表者名で記名、押印してください。

2 添付書類の準備

軽減措置の適用にあたっては、対象者であることを確認させていただく必要がございますので、12ページの添付書類一覧表を参照して定められた書類をご用意ください。

なお、場合により、追加で証明書類等の送付をお願いすることがございますのでご了承ください。

3 内容のチェック及び送付

記入漏れ、不足書類がある場合には対象資格の審査ができず、申込が無効になる場合がございます。内容の確認をお願いいたします。問題が無いようでしたら申込書と添付書類※をご用意いただき、当社が個別にご案内する宛先にお送りください。（保管事業者においても提出する書類とは別に、控えをとって保管してください。）

※登記簿謄本等随時入手可能なものは発行から3ヶ月以内の原本を、そうでないもの（確定申告書写し等）は直近のコピーをご用意ください。

4 申込内容の審査

お送りいただいた申込書類により、当社が軽減制度の適用の可否について審査を行います。審査結果は当社から保管事業者にご連絡をさせていただきます。

処理費用の軽減を受けるには審査結果通知に記載された期日までに契約をしてください

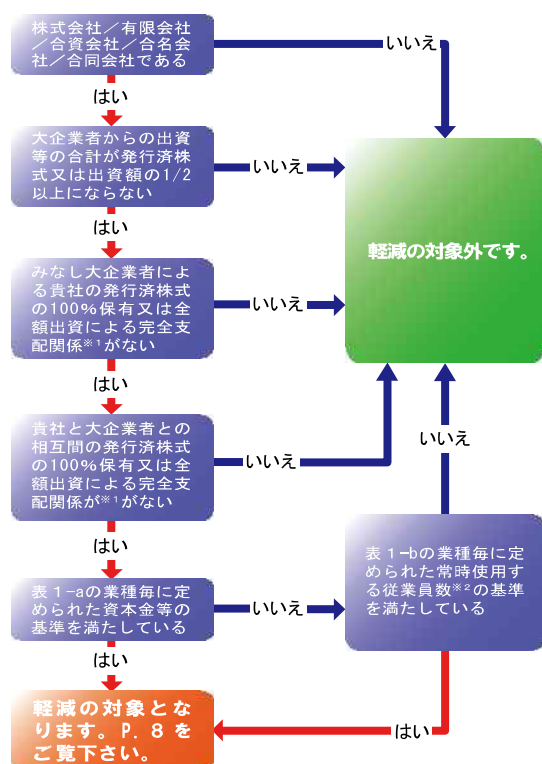
5 契約の締結

審査の結果等に基づき、契約金額が決まります。保管事業者にて契約条件及び金額をご確認いただいた上で、PCB廃棄物処理委託契約の手続きを進めさせていただくことになります。(軽減額を割り引いた金額で処理委託契約を締結します)

収集運搬については、保管事業者とJESCOの各処理事業所が入門を許可している収集運搬会社にて収集運搬契約を締結してください。

自己診断シート

会社（株式・有限・合資・合名・合同）として申請する場合



※1 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます

個人事業主として申請する場合

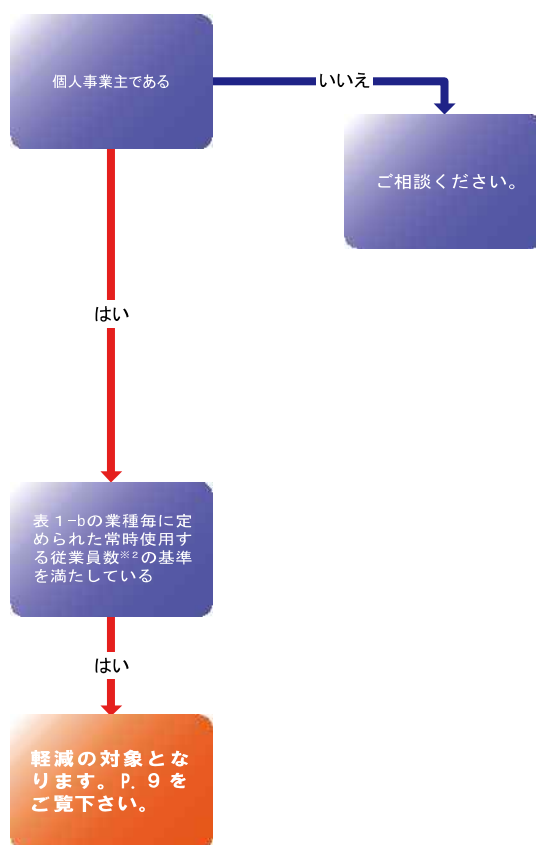


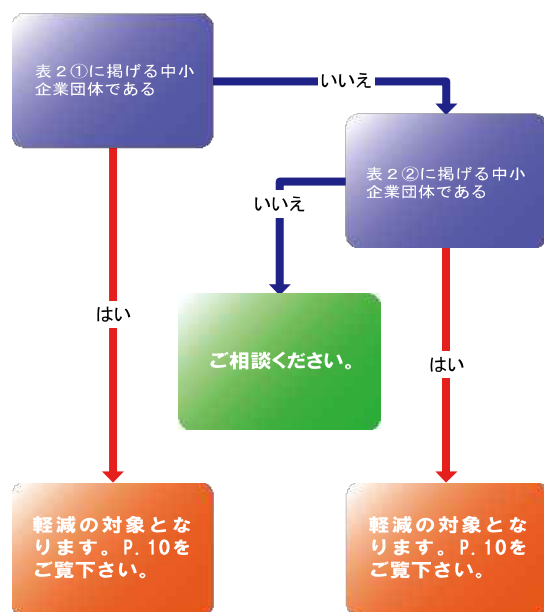
表1-a 中小企業者要件（資本金等）

主たる業種	資本金または出資の総額
製造業	3億円以下
卸売業	1億円以下
サービス業	5,000万円以下
小売業	5,000万円以下
ゴム製品製造業	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
旅館業	5,000万円以下
その他	3億円以下

表1-b 中小企業者要件（従業員数）

主たる業種	常時使用する従業員数
製造業	300人以下
卸売業	100人以下
サービス業	100人以下
小売業	50人以下
ゴム製品製造業	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下
旅館業	200人以下
その他	300人以下

中小企業団体として申請する場合



会社以外の法人として申請する場合

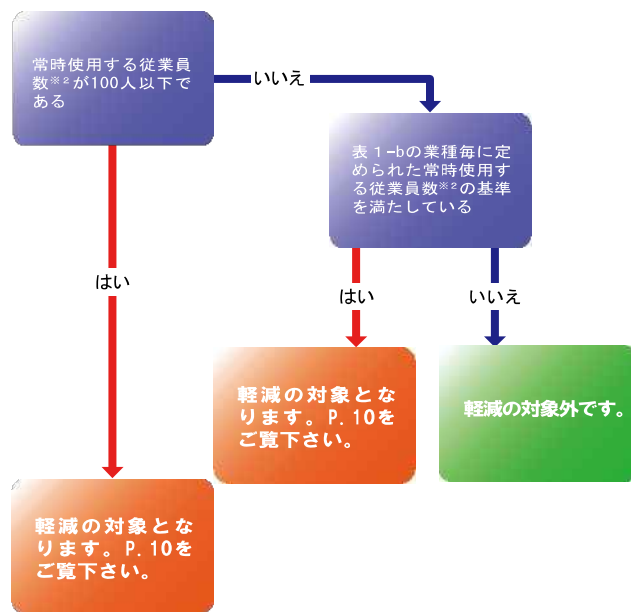


表2 中小企業団体

団体の基準	例
① 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
② 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1の要件を満たす者であるもの	農業協同組合、漁業協同組合等

※2 常時使用する従業員数とは、事業者として雇用するもの全体の数であって、支社や工場等の事業場における従業員数ではありません。

例：資本金10億円、社員1,000人を雇用する株式会社Aは製造業を営む会社であり、支店のひとつであるB営業所がPCB廃棄物を保管している。B営業所では常時使用する従業員を100人雇用している。なお、A社は同族会社であり、大企業からの出資等は受けていない。

この場合、製造業の資本金の基準は表1-aにより3億円となるため、資本金では基準を満たすことが出来ない。次に常時使用する従業員数をみると、表1-bにより300人以下であれば軽減対象となるが、常時使用する従業員数は支店等の事業場単位ではなく会社単位で判断するため、常時使用する従業員を1,000人雇用するA社は軽減の対象外となる。

申込書記入例（会社（株式・有限・合資・合名・合同））

【事業者基本情報記入欄】

●登記簿謄本に記載されている商号、代表者役職・氏名、住所をフリガナを含め正確に記入してください

【株主・出資関係欄】

●他者からの出資がない場合でも、必ず記入してください
●株主又は出資者を大企業、中小、個人、その他の区別に記載願います
●大企業以外の株主・出資者が合計50%を超えるよう記入してください。記入欄が足りない場合は、別紙等に追記ください

【主たる業種欄】

●直近の決算においてもっとも売上が大きい事業が属する業種を番号で記入してください
●事業場単位ではなく、事業者単位で記入してください
●直近の決算書における事業別売上を記入してください

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

様式 1（会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用）

申込日	令和元年 11 月 1 日	組織区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 中小企業団体 <input type="checkbox"/> 法人
申込者法人名等	フリガナ (カ)カキョウアンゼンコウキョウ (株)環境安全工業	申込者役職 代表者氏名	フリガナ ダイゴカシロリヤク カキョウ 知均 代表取締役 環境 太郎
申込者住所	〒11005-0014 東京都港区〇〇1-1-7	フリガナ トキコトナカク〇〇	電話番号(03)-(1234)-(5678) FAX(03)-(1234)-(5678)

1 主要株主等の状況 (④～⑥欄については②の分類を「中小」とした場合のみ記入ください)					
① 株主又は出資者氏名	② 分類(大企業・中小・個人・その他)	③ 保有割合(%)	④ 業種	⑤ 資本金(円)	⑥ 従業員数(人)
環境 次郎	個人	10%			
(株)安全産業	中小	40%	①	100,000,000	100
(株)環境物産	大企業	8%			
環境 三郎	個人	1%			
環境 安子	個人	1%			
保有割合合計		60%			

2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無
*発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください
あり(保有割合 8%) なし

3 みなし大企業者*による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
*みなし大企業者とは、1又は2者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を占めている会社をいいます
*3・4の完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます
あり なし

4 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係*の有無
あり なし

A 主たる業種 (会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください)						
業種分類	②	右欄より主たる業種に該当する番号を選択し、記入ください				
事業の状況	*直近の決算において総売上高に占める売上高の割合の大きい3事業について前期決算の売上高と事業種目番号を記入ください	事業種目番号(上欄①～⑧を選択し、右欄へ記入ください)	②	①	④	総売上高
		売上高(百万円)	90	40	20	150

B 主たる業種 (会社・中小企業団体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください)
*常時使用する従業員数 〇 以上の場合は記入は不要です。

業種分類 製造業(イを除く) 建設業(イを除く) 商品販売業(イを除く) サービス業(イを除く) 情報処理業 宿泊業 飲食業 小売業 卸売業 不動産業 運輸業 倉庫業 郵便業 通信業 金融業 保険業 貸付業 リース業 不動産業 その他

非営利型法人の要件に該当する場合は「非営利型法人」欄に記入してください。
該当する 該当しない

事業規模に係る事項 (資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください)

資本金又は出資の総額	100,000,000 円	常時使用する従業員数	200 人
------------	---------------	------------	-------

処理対象物に関する事項				JESCO使用欄	
廃棄物分類番号*	登録番号	機器等重量	*下記の廃棄物分類番号を記入ください	JESCO判定	記入不要
1	S000012345	50 Kg	1. トランス類 2. コンテナ類 3. PCB油 4. 安定器 5. その他	ERCA回付確認	
2	S000012345	60 Kg	*1行につきPCB廃棄物を1台(缶)記入してください	ERCA判定結果照合	
5	b000012345	100 Kg	*欄が足りない場合は別紙(様式任意)を作成の上追加記入をお願いいたします	判定結果通知	
		Kg		備考欄	

申込者(以下「甲」という。)、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。)に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

1. 乙が定める申込規約(裏面)を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。

2. その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者法人名等 (株)環境安全工業

申込者役職・代表者氏名 代表取締役 環境 太郎

●資本金額は登記簿謄本に記載されている正確な値を記入してください
●常時使用する従業員数は事業場・支社単位ではなく、会社・事業者単位で記入してください

【軽減対象廃棄物記入欄】
●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
●数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください
●JESCO使用欄には、何も記入しないでください

【申込条件同意確認欄】
●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者名称の記入、代表者記名及び代表者印の押印をお願いします
※代表者印の押印が必ず必要となります

申込書記入例（中小企業団体・法人）

[注意] 会社(株式・有限・合資・合名・合同)の方は、法人枠ではお申込みできません。
会社の方はP.8を参照して下さい。

【事業者基本情報記入欄】
●登記簿謄本に記載されている商号(名称)、代表者役職・氏名、本店住所をフリガナを含め正確に記入してください

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

申込日	令和元年 11 月 1 日	組織区分	<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 中小企業団体 <input checked="" type="checkbox"/> 法人
申込者法人名等	フリガナ カッコウケンカンキョウガクイン 学校法人環境学園	申込者役職代表者氏名	フリガナ リンチウ カンキョウ サパウ 理事長 環境 三郎
申込者住所	〒105-0014 東京都港区〇〇1-1-7 フリガナ トウキョウミナトキョウ 電話番号(03)-(1234)-(5678) FAX(03)-(1234)-(5678)		

様式1(会社・個人事業主・法人及び中小企業団体用)

受付日	
受付番号	

B 主たる業種 (会社・中小企業団体を除く法人で、下記業種に該当する場合のみ記入ください)
※常時使用する従業員数が100人以下の場合のみ記入は不要です。

業種分類	<input type="checkbox"/> 主たる業種を右欄のA～オより選択し、記入ください。 <input type="checkbox"/> サービス業、卸売業、小売業は除く
非営利型法人の要件に該当するかどうか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

事業規模に係る事項 (資本金又は出資の総額の欄は会社として申請する方のみ記入ください)

出資の総額又は資本金の総額	円	常時使用する従業員数	50 人
---------------	---	------------	------

処理対象物に関する事項

廃棄物分類番号*	登録番号 (g, k, t, c, te, ek, ecから始まる登録番号を記入ください)	機器等重量	JESCO使用欄
2	8000022222	20 KG	JESCO判定
		KG	ERCA回付確認
		KG	ERCA判定結果照合
		KG	判定結果通知
		KG	備考欄

申込者(以下「甲」という。)は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「乙」という。)に対してホリ強化ピフェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

- 乙が定める申込規約(裏面)を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることが確認し、同意します。
- その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じること同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者法人名等 **学校法人環境学園**

申込者役職・代表者氏名 **理事長 環境 三郎**

【主たる業種記入欄】
●中小企業団体の場合には記入の必要はありません
●常時使用する従業員数が100人以上の場合は、記入は不要です
●法人の場合には(主たる業種がサービス業、卸売業、小売業は除きます)、主たる業種欄の記入をお願いします
●事業場、支社単位ではなく、法人全体の業種を記入してください

【事業規模記入欄】
●中小企業団体の場合には記入の必要はありません
●法人の場合には常時使用する従業員数の欄の記入をお願いします
●常時使用する従業員数は事業場・支社単位ではなく、法人全体の人数を記入してください

【軽減対象廃棄物記入欄】
●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください
●数量が多く記入できない場合は、別紙に記入してください
●JESCO使用欄には、何も記入しないでください

【申込条件同意確認欄】
●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込団体・法人名及び代表者氏名の記名及び押印をお願いします
※代表者印の押印が必ず必要となります

株主・出資関係 (会社として申請する方のみ記入*会社の方は他企業による貴社株式の保有又は出資がない場合でも本欄1~4記入必須)

1 主要株主等の状況 (①~⑥欄については2の分類を「中小」とした場合のみ記入ください)

株主又は出資者氏名	② 分類(大企業・中小・個人・その他)	③ 保有割合(%)	④ 業種	⑤ 資本金(円)	⑥ 従業員数(人)
記入不要					

2 大企業者による貴社の株式の保有又は出資の有無
*発行済株式総数又は出資総額に占める大企業者保有株式又は出資の比率を記入ください
 あり(保有割合 %) なし

3 みなし大企業者*による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無
*みなし大企業者とは、1又は2者以上の大企業者が発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を占めている会社をいいます
*3・4の完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係にあります
 あり なし

4 貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係の有無
 あり なし

A 主たる業種 (会社及び個人事業主として申請する方のみ記入ください)

業種分類	<input type="checkbox"/> 右欄より主たる業種を選択し、記号を記入してください。 <input type="checkbox"/> 製造業(⑤を除く) ②卸売業 ③サービス業(⑥及び⑦を除く) ④小売業 <input type="checkbox"/> ア・製造業(イを除く) イ・ゴム製品製造業 ウ・ソフトウェア業又は情報処理サービス業 エ・旅館業 オ・その他() *サービス業、卸売業、小売業は除く
事業の状況	*直近12ヶ月において売上高と事業種目番号を記入ください 売上高(百万円) 百万円 百万円 百万円 百万円 百万円

申込書記入例（個人）

〔申込者基本情報記入欄〕

●申込者欄には処理委託契約を申し込む方の氏名、住所等をフリガナを含め記入してください

前保管者が解散又は廃業し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継する方のみ記入ください

●閉鎖謄本等をご参照のうえ、廃業当時の状況を正確にご記入ください

●承継年月欄には前保管者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期を記入してください

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物を個人で保管することとなった理由欄〕

●現保管者が承継することになった理由を簡潔に記入してください

JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
中小企業者等処理費用軽減制度担当宛

中小企業者等軽減制度申込書

※軽減制度のご申請には、本申込書と添付書類が必要です。

様式2（個人等用）

受付日	
受付番号	

申込日	令和元年 11月 1日		
申込者氏名	フリガナ アンゼン シロウ 安全 四郎		
申込者住所	〒1005-0014 フリガナ トリキョウヒナキョウ 東京都港区〇〇1-1-7 電話番号（03）-（2345）-（6789） FAX（03）-（2345）-（6789）		
前保管者が解散又は廃業し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継する方のみ記入ください	フリガナ ユウケンカイシヤカンキョウセイイサカシ 有限会社環境製作所		
前保管者の住所	フリガナ 申込者住所と同じ		
解散・廃業の時期	昭和 平成 5年 10月 28日 令和	前保管者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を承継した時期	昭和 平成 5年 10月 28日 令和

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を個人等で保管することとなった理由

●前保管者が事業をされていた方の例
今般、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して処理を委託するPCB廃棄物は、全て有限会社環境製作所において使用・保管していたものであり、平成〇年〇月に同社が解散したこと等に伴い、解散当時において代表取締役を務めていた私 安全 四郎 がその保管義務を承継したものです。

●破産者（破産管財人）の例
平成〇年〇月〇日付で破産者株式会社〇〇の破産管財人として裁判所から選任されたものです。

※何らかの理由で軽減対象廃棄物を保管することとなった個人の方もご記入ください

廃棄物分類番号*	登録番号 (s, k, t, c, lc, ek, ecから 始まる登録番号を記入く ださい)	機器等重量	*下記の廃棄物分類番号 を記入ください 1. トランス類 2. コンデンサ類 3. PCB油 4. 安定器 5. その他
2	S000012345	20Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	
		Kg	

*1行につきPCB廃棄物を1台(缶)記入してください

*總が足りない場合は別紙(様式任意)を作成のうえ追加記入をお願いいたします

JESCO使用欄	
JESCO判定	記入不要
ERCA回付確認	
ERCA判定結果照合	
判定結果通知	
備考欄	

申込者（以下「甲」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）に対してポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について、乙が定める中小企業者等軽減措置の適用を受けたいので、必要な書類を添えて申し込みます。また、申し込みにあたり、甲は以下の事項に同意します。

1. 乙が定める申込規約（裏面）を遵守することに同意します。特に、本申込書記載事項に基づいて軽減制度の適用を受けた後に記載事項に虚偽があることが判明した場合には、当該申込による軽減額に相当する額の請求に応じることを確認し、同意します。

2. その他乙が軽減措置の適用対象となる資格の判定を行うために他当該申込書に記載されていない事項について照会がある場合には、これに応じることに同意します。

上記記載事項に相違ありません。

申込者氏名 安全 四郎

〔軽減対象廃棄物記入欄〕

●当社に登録した、処理費用軽減申込みの対象となるPCB廃棄物の種類、登録番号、機器等重量を記入してください

●JESCO使用欄には、何も記入しないでください

〔申込条件同意確認欄〕

●本欄及び裏面の申込規約をよくお読みいただき、同意いただける場合には申込者氏名の記名、押印をお願いします








●印鑑はシャチハタ印以外のものをお使いください

「中小企業者等軽減制度申込書」のご提出にあたっては、以下の書類をご用意ください。この書類のご提出時期は、JESCOとPCB廃棄物処理委託契約を結ぶ直前です。

☆提出書類(各1部ご提出ください。)

1) 中小企業者等軽減制度申込書

2) 以下の添付書類

	法人登記簿謄本等 (履歴事項全部証明書)等	国税確定申告書の写し	その他	
中小企業者	(1) 会社(株式・有限・ 合資・合名・合同) ※6	 (商業登記簿)	 (法人税申告)	
	(2) 個人事業主		 (所得税申告)	
	(3) 中小企業団体 ※6	 (法人登記簿)		 (定款・組合員名簿※1)
(4) 法人 ※会社、中小企業団体を除く ※6	 (法人登記簿)	 (法人税申告)	 (従業員数を証する書類※2) (主たる業種を証する書類※3)	
(5) 個人	解散又は事業の 廃止により保管 することとなった 個人	 前保管者が法人 (閉鎖謄本※4)	 前保管者が個人事業主 (廃業届または廃業証明)	 破産管財人 (管財人証明書)
	上記以外の個人			 (所得証明書※5、所得税申告の写し、 自治体への特措法届出の写し、誓約書)

※1…特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について、構成員を確認する必要がある場合は提出していただくことがあります。


※2…確定申告書添付書類 等


※3…公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款と事業報告書等が必要です(サービス業、小売業、卸売業を除く)。それ以外の法人でも、業種を確認する必要がある場合は、別途必要な書類を提出していただくことがあります。


※4…法人の所在地を管轄する法務局(登記所)で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となる場合があります。その際には、別途書類(廃業したことがわかる資料等)が必要です。

※5…証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。

※6…清算中・特別清算中又は破産手続中の法人に該当する場合は(1)会社 (3)中小企業団体 (4)法人に準拠する添付書類及び申込書をご提出いただけます。

 提出書類は、中小企業者等軽減制度以外には使用いたしません。

 提出書類は、お返しできませんので、ご承知おき願います。

 必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともございます。



JESCO 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

【本 社】 中小企業者等軽減制度窓口

〒105-0014 東京都港区芝1丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館

Tel:03-5765-1920 Fax:03-5765-1923

中間貯蔵・環境安全事業株式会社ホームページ

【 中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、インターネットでも情報発信を行って
います。新しい情報を更新拡充しておりますのでぜひ活用ください。 】

- ホームページアドレス <https://www.jesconet.co.jp>
- ご意見・お問い合わせ pcb_toroku.tanto@jesconet.co.jp

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

